

○屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月18日条例第33号

改正

平成29年3月24日条例第1号

屋久島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機

関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	屋久島町子ども医療費助成条例(平成19年条例第100号)による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成19年条例第103号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	屋久島町重度心身障害者医療費助成条例(平成19年条例第107号)による重度心身障害に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	利用事務	特定個人情報
1 町長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	子ども医療費助成条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療

		<p>の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、屋久島町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）、屋久島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 町長	ひとり親家庭医療費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	重度心身障害者医療費助成条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であ

			って規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助費（医療費を除く。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの